

## 平成31年(2019年)度山梨県手話通訳者養成事業実施要領

### 1 目的

この事業は、聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、聴覚障害者のコミュニケーションの手段である手話技術を習得させ、認定手話通訳者を養成し、もって聴覚障害者の福祉増進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は山梨県とし、企画、運営は合同会社カナエール（山梨県立聴覚障害者情報センター）が行う。

### 3 受講資格

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者で、県内に居住し、手話通訳者認定試験を受けようとする者を対象とする。

### 4 課程区分

課程	会場	曜日・時間		受講対象者
手話通訳 入門課程 (甲府会場)	山梨県立 聴覚障害者情報 センター	木曜日 19時~21時 (土曜日)		手話奉仕員養成講習会の修了者であって、手話検定試験2級合格者、又は同等レベルの技術である方
手話通訳Ⅰ 課程		金曜日 19時~21時	月1回 合同講義 (土・日曜日)	通訳入門課程の修了者、又は同等レベルの技術である方
手話通訳Ⅱ 課程		土曜日 10時~15時		手話通訳Ⅰ課程の修了者
手話通訳Ⅲ 課程 ・特別課程		土曜日・日曜日 13時~16時		手話通訳Ⅱ課程の修了者であって、2019年度手話通訳者認定試験を受験する方
手話通訳 入門課程 (都留会場)	都留市 ふるさと会館	金曜日 19時~21時 (土曜日)		手話奉仕員養成講習会の修了者であって、手話検定試験2級合格者、又は同等レベルの技術である方

※曜日が異なる回がありますので、ご注意ください。

5 日程及び講習内容

別紙のとおり。

別紙日程の講習に加え、各自で関係団体の行事等へ参加し、レポートを提出すること。  
(行事予定表は後日配布)

6 受講申込み

別紙様式1により、2019年4月18日(木)までに、山梨県立聴覚障害者情報センター宛に申し込むこと。

【申込先】

〒400-0005

山梨県甲府市北新1丁目2-12 県福祉プラザ1階

山梨県立聴覚障害者情報センター

電話：055-254-8660

Fax：055-254-8665

7 受講者の決定

手話による面接を行い、受講回数等も考慮の上決定し、本人あてに通知する。  
尚、各課程のうち受講申込者数が少数の場合は中止とする。

8 受講料

無料(教材費は受講者の実費負担)

9 修了証書

各課程に定める講座回数の70%以上を受講し、かつ定められた回数のレポートを提出した者に修了証書を交付する。

様式1

山梨県手話通訳者養成事業受講申込書

2019年 月 日

山梨県立聴覚障害者情報センター所長 殿

ふりがな  
申込者氏名



山梨県手話通訳者養成事業の受講を申し込みます。

現住所 (緊急時に連絡が可能な 番号もしくはアドレス)	〒  電話 ファックス メールアドレス		
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
職業			
勤務先			
手話経歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話サークル活動 所属サークル名: 活動期間: 年 月</li> <li>・手話奉仕員養成講習会の修了 受講講習会名: 修了年度: 平成 年度</li> <li>・手話通訳者養成講習会の修了 通訳入門(旧中級)課程 修了年度: 平成 年度 通訳課程Ⅰ(上級課程基本) 修了年度: 平成 年度 通訳課程Ⅱ(上級課程応用) 終了年度: 平成 年度 通訳課程Ⅲ(実践課程) 修了年度: 平成 年度</li> </ul>		
課程 (希望に○印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳入門課程(甲府会場) 情報センター</li> <li>・手話通訳Ⅰ課程 情報センター</li> <li>・手話通訳Ⅱ課程 情報センター</li> <li>・手話通訳Ⅲ、特別課程 情報センター</li> <li>・手話通訳入門課程(都留会場) 都留市ふるさと会館</li> </ul>		
備考	手話研修センター主催 手話検定試験 2級合格証の 有 ・ 無		

※手話検定試験の合格証をお持ちの方は、コピーを添えてお申し込みください。

【面接について】

都合の良い日時に○印をしてください。

調整の上、ご連絡します。

下記の日程で都合の悪い方は、申込時にご相談ください。

4/23(火)	午前	午後	夜
4/24(水)	午前	午後	夜
4/25(木)	午前	午後	

手話通訳入門(都留会場)を申込みされる方は、下記日程で面接を行います。

希望される方は、○印をしてください。

4/19(金)	午後	会場：都留市ふるさと会館
---------	----	--------------

※下記の方は、面接を免除します。その他の方は面接が必要となります。

1. 手話通訳入門課程の受講申込者で、手話研修センター主催の手話検定試験2級を合格された方
2. 平成30年度手話通訳者養成講習会の到達度試験で、Aの判定を受けた方